

多賀城市消費生活 かわら版

第19号

消費生活相談窓口 を「存知ですか？」

市役所2階の消費生活相談窓口(市民相談室)には、消費生活相談員がおり、悪質商法や契約・取引のトラブルなどの消費生活に関する相談や苦情をお聞きし、助言やあっせんを行っていただきます。トラブルに巻き込まれたと思ったら、すぐにご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。安心してご相談ください。



こんな相談があります

平成31年度(令和元年度)に市民相談室で受け付けた消費生活相談件数は340件でした。その中で、相談件数の多かった事例をご紹介します。

一、初回の500円だけ購入のつもりが...

インターネットで「初回のみ500円」という商品の広告を見て注文した。一カ月後、同じ商品が届き、商品代金7000円の請求

書等が届いた。驚いて業者に問い合わせたところ「4回の商品購入が契約の条件だ」と言われた。こんなに高額なら注文しなかった。納得がいかない。



消費者庁イラスト集より

「うならなかったために

一度契約してしまうと解約が難しく、こういった通信販売でのクーリングオフはできません。契約する際には支払う総額はいくらか、定期購入の商品ではないかなどの契約内容に注意し、業者の連絡先や返品ができるかなども確認してく

ださい。

二、簡単に稼げる仕事の罠

「誰でも簡単に稼げる仕事がある」というインターネット広告に興味を持ち、仕事に必要な入会金や軽自動車等の契約をしたが、実際には仕事を紹介されなかった。また、契約した車や会費の支払いのために新たな借金をしてしまった。どうしたらいいか。

アドバイス

簡単に高収入を得られることは通常ありません。契約する前に業務条件などが確認できない場合は、安易に信用せず事業者への連絡はやめましょう。断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。



消費者庁イラスト集より

多賀城市消費生活相談窓口(市民相談室) 市役所2階
電話: 022-368-1141 内線237・238

市木・さざんか

●月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分～午後5時

土曜日、日曜日のご相談は、
宮城県消費生活センターを
ご利用ください。
受付時間: 午前9時～午後4時
電話: 022-261-5161

身に覚えのない請求
が来たり、消費生活
で困ったら、ご相談
ください。

